

## 第67回上益城郡民体育祭が開催されます

☎ 社会教育課 社会体育係 ☎ 282-1261

開会式 7月9日(山都町 矢部中学校体育館)

7月2日開催競技

バレーボール男子 (矢部中学校体育館)

バレーボール女子 (矢部中学校体育館)

7月8日開催競技

相撲 (甲佐町 前田相撲場)

7月8日・9日開催競技

軟式野球 (嘉島町総合運動公園 野球場)

ソフトボール男子 (山都町 中央グラウンド)

ソフトボール女子 (山都町 中央グラウンド)



7月9日開催競技

陸上競技 (嘉島町総合運動公園 陸上競技場)

水泳 (嘉島中学校プール)

ソフトテニス (甲佐中学校 テニスコート)

卓球 (山都町 浜町体育館)

バドミントン (清和体育館)

バスケットボール男子 (御船中学校体育館)

バスケットボール女子 (御船中学校体育館)

柔道 (山都町 矢部高校武道場)

剣道 (山都町 蘇陽中学校体育館)

空手道 (御船町 スポーツセンター武道場)

弓道 (山都町 第二弓道場)

銃剣道 (甲佐中学校体育館)

サッカー (山都町 矢部高校グラウンド)

ゲートボール男子

(山都町 そよ風パークアスレチック広場)

ゲートボール女子

(山都町 そよ風パークアスレチック広場)

グラウンドゴルフ男子 (御船町 吉無田高原緑の村)

グラウンドゴルフ女子 (御船町 吉無田高原緑の村)



## 全国大会等出場助成金制度

☎ 社会教育課 社会体育係 ☎ 282-1261

■対象者 ①町内に居住する小学生～大学生

②町内に拠点をもつ団体で、その構成員5人以上のうち町内に居住する小学生～大学生が過半数を占めている団体。

■対象となる大会 国際大会、全国大会、九州大会規模で開催されるスポーツ大会や学術・文化振興に関する大会

※対象となる大会は、厳正な予選会や選考会などの選抜手続を経て出場する大会を指します。各会派および流派別大会や作品のみが出品される場合は除きます。

●助成金の額および回数

助成金の交付は同一年度で1人(1団体)1回

大会種別	助成金の額	
	個人	団体
県大会を超える規模の大会	10,000円	50,000円
全国大会	20,000円	100,000円
国際大会	50,000円	150,000円

## アニバーサリーチケット事業

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

平成29年4月1日より、結婚・出産された方に、少子化対策及び町活性化の推進に資することを目的として「新しい夫婦の門出及び次代を担う子どもの誕生を祝福するため」結婚及び出産に係る記念に、アニバーサリーチケットを交付することになりました。

区分	対象者	支給額
アニバーサリーチケット (結婚)	婚姻届を出した夫婦で、夫婦のいずれかが町の住民基本台帳に登録される者、または町に婚姻届を出した夫婦	婚姻成立1組当たり5,000円分のチケット
アニバーサリーチケット (出産)	出生届により、町の住民基本台帳に登録された新生児の父または母で、町の住民基本台帳に登録されている者	対象の子1人当たり5,000円分のチケット



左記の人には、届出をしたときに、町民案内係窓口でお渡しします。時間外の受付等は、後日郵送にて交付となります。町内の指定する販売店でケーキ・和洋菓子・生花を購入できます。

## 児童手当現況届について

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

◎児童手当・特例給付現況届

児童手当および特例給付(以下、「児童手当等」)は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給されます。

児童手当等の支給を受けている人には、役場こども未来課から「児童手当・特例給付現況届」が送付されます。受付期間中にこども未来課に提出してください。提出がない場合、6月分以降の児童手当等が受けられなくなります。

また、公務員などの共済組合に加入している人は、勤務先での手続きになります。

詳しくは、役場こども未来課子育て支援係までお問い合わせください。

●支給対象児童および支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童	支給額
3歳未満	15,000円
3歳～小学生まで	第1・2子 10,000円
	※第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

▼受付日時 6月6日(日)～30日(金)

9時～17時(土、日を除く)

(※6月6日、13日、20日、27日のみ  
19時30分まで受付可)

▼提出方法 こども未来課へ直接持参

▼現況届の手続きに必要なもの

①児童手当・特例給付現況届

②受給者本人の健康保険被保険者証の写し(子どもの分ではありません)

※御船町国民健康保険加入者は不要

※役場でコピーする場合は10円が必要

③印鑑(認印)

④今年1月1日に御船町に住民登録をされていない人

平成29年1月1日時点で住民登録をされていた市区町村が発行する「平成29年度所得課税証明書」が必要になりますので、事前に該当市区町村へ確認してください。

※配偶者が、税法上の扶養控除の対象となっていない場合は、配偶者の所得課税証明書も併せて必要になります。

⑤養育する児童と別居している人

児童が暮らす世帯全員の住民票(本籍と続柄が省略されていないもの)と別居監護申立書